



非常通信による情報収集等に関する協定について

問合せ：危機管理課 担当者：高橋 047（453）9211

このことについて、習志野市における大規模な災害発生に備え、本市と習志野市アマチュア無線非常通信連絡会が、「非常通信による情報収集等に関する協定」を締結いたしましたので、次のとおりお知らせいたします。

1. 協定の名称

非常通信による情報収集等に関する協定

2. 協定締結先

習志野市アマチュア無線非常通信連絡会

3. 協定の内容

① 災害時における非常通信による情報収集等

② 平時における情報収集等の共同訓練

4. 協定締結の経緯

現在、災害時における医療救護活動の情報収集体制は「習志野市災害医療対策通信網」で定めています。この通信網の作成にあたり、当初、災害医療本部と応急救護所、市内救急告示病院との間の通信手段が電話、FAX、メールのみでは、大規模な災害時には通信連絡が困難となることが予測されたことから、医師会の無線を通信手段に加えました。

しかし、災害時においては、医師が常時無線対応をすることはできず、市も災害対応に追われ無線に従事する職員の手配が困難であることが想定されることから、習志野市アマチュア無線非常通信連絡会より、災害時に非常通信による情報収集等の協力を行いたいとの申し出がありました。

習志野市アマチュア無線非常通信連絡会の協力は大規模な災害時の通信手段の補完として有効であることから協議を進め、本協定の締結に至りました。

本協定により、大規模な災害が発生した際には、必要に応じて、情報収集及び伝達の協力を要請することができ、的確な医療救護活動が期待できます。また、平時においては、災害時の非常通信による情報収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を実施します。

5. 協定締結日

平成27年9月16日

問合せ：企画政策部危機管理課 担当者 高橋

電話番号 047（453）9211

